

重要事項説明書

(特定施設入居者生活介護サービス)

あなたに対する介護サービスの提供開始に当たり、厚生省令第37号178条1項に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	因島汽船株式会社
事業者の所在地	尾道市因島土生町1899番地の31
法人種別	株式会社
代表者名	村井 徹也
電話番号	0845-22-2137

2. 事業所の概要

施設の名称	有料老人ホーム 花園
施設の所在地	広島県尾道市因島土生町1460番地4
電話・FAX番号	Tel0845-22-2525 Fax0845-22-2526
管理者の氏名	村上 瑤子

3. 事業所の目的と方針

事業の目的	本事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
施設の運営方針	<ol style="list-style-type: none">1. 本事業所において提供する特定施設入居者生活介護は、安定的かつ継続的な事業運営に努め、介護保険法並びに関係省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、各利用者の介護計画を作成することにより、利用者が必要とするサービスを適切に提供する。3. 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。4. 利用者に対し、適切な介護を提供するため、介護知識・介護技術の研鑽に努める。5. 提供した介護サービスの質の評価を日常的に行う。

4. 施設の概要

(1) 建物の概要

敷地面積	1,058.01㎡
建物・構造	鉄筋コンクリート6階建の内2階、3階及び6階部分
延べ床面積	2階 555.67㎡ 3階 409.38㎡ 6階 81.5㎡

(2) 主な設備

居室	25室(13.01㎡～14.33㎡)
台所・食堂・談話室等	2ヶ所(2階:48.23㎡、3階:46.23㎡)
浴室・脱衣室	5ヶ所
便所	9ヶ所
機能訓練室	1ヶ所(42.32㎡)
健康管理コーナー	1ヶ所(3階:8.01㎡ 図書コーナーと兼用)
図書コーナー	1ヶ所(2階:6.34㎡、3階:8.01㎡)

5. 職員体制(基準日:令和6年10月1日現在)

(1) 職員の員数

従業員	管理者	1名
	生活相談員	常勤換算方法1名以上(うち1人は常勤)
	計画作成担当者	1名以上
	看護職員	常勤換算方法1名以上(うち1人は常勤)
	介護職員	常勤換算方法8名以上(うち1人は常勤)
	機能訓練指導員	1名以上(うち1人は常勤専従)

(2) 業務内容

管理者	業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
生活相談員	利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。
計画作成担当者	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連携する施設、病院等との連絡・調整を行う。
看護職員	常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努める。
介護職員	指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる。
機能訓練指導員	利用者が日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

6. サービスの概要

(1) 利用定員

利用定員	25名
------	-----

(2)利用料

敷金(退居時に原状回復費用控除後返還します)	300,000 円
家賃(1ヶ月)	55,000 円
食費(1日 1,910 円で 30 日計算)	57,300 円
管理費(1ヶ月、水道光熱費及び食堂・居間・浴室の清掃管理費)	26,500 円

(3)料金表(特定施設入居者生活介護サービス基準額)

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金及び加算の利用者負担割合相当額です。(負担割合は、1割、2割、3割です。)

①基本料金(1日あたり)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5,420 円	6,090 円	6,790 円	7,440 円	8,130 円

②加算料金

(A)夜間看護体制加算(Ⅱ)(1日あたり)	90 円	
(B)個別機能訓練加算(Ⅰ)(機能訓練を実施した場合1日あたり)	120 円	
(C)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60 円	
(D) 看取り介護加算 (Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下(1日あたり)	720円
	死亡日以前 4 日以上 30 日以下(1日あたり)	1,440 円
	死亡日以前 2 日又は 3 日(1日あたり)	6,800 円
	死亡日	12,800 円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	基本料金と上記加算料金(A,B,C,D)を合わせた 1ヶ月分の 12.2%	

③体験入居

1. サービス提供の内容は、特定施設入居者生活介護サービスを提供する。
本、重要事項説明書の6. サービスの概要の(3)と同じ。
2. 体験入居の期間は、3泊 4 日とする。
3. 料金は、1日あたり 7,000 円とする。(食事代込み)
4. その他の費用は 本、重要事項説明書の6. サービスの概要の(4)に準ずる。
5. 体験入居の料金は、すべて介護保険給付外です。

(4)介護保険給付サービス

サービスの種類	サービスの内容
食事介助	食事の都度一部もしくは全面介助。離床して食堂で摂っていただくよう配慮します。
排泄の介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴の介助	一人ひとりの入浴習慣を踏まえた上で、ゆっくりと入浴することができるよう配慮します。一週間に 2 回以上とします。
日常生活の世話	離床、着替え、整容、清掃、衣服着脱、体位変換等日常生活上の世

	話を行います。
機能訓練 (生活リハビリ)	入居者の状況に適合した援助を行い、生活機能の維持・改善に努めます。利用者の趣味又は嗜好に応じた活動が行われるよう支援します。利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることが出来るよう配慮します。
健康管理	継続して健康チェックを行うと共に、定期的な体力測定を行い健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
レクリエーション	手芸などの文化活動、誕生日会、お花見、音楽会などのイベント 親睦会等を行います。
生活相談及び援助	入居者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(5)介護保険給付外サービス

サービスの種類	サービスの内容	料金等
医療支援等	因島の医療機関及び協力医療機関	無料
通院・入院等による付添い	因島以外の遠方の医療機関	1時間まで 1,500円 1時間を超えて 30分ごとに500円
オムツの提供	利用者のご希望に応じて提供します。	1枚あたり 20円~150円
行政手続の代行	役所での申請交付・申請手続き等を代行します。	無料
買物代行等	指定日の買物代行	無料
食事の提供	食事(外部事業者へ委託)	規定どおり
居室清掃	年2回の大掃除・消毒	無料
電気代等	個人持込の電気器具	1日50円
イベント 文化活動等	お花見会など季節の行事 手芸・生け花等	実費徴収
理美容代	カット・パーマ等	実費徴収
洗濯		1回につき 150円

7. 苦情等申立先

苦情相談窓口 8:30~17:30	2階事務室 管理責任者:村上 瑤子(Tel:0845-22-2525)
苦情箱の設置	花園1階受付に設置
苦情処理会議	苦情処理委員により、速やかに苦情処理を行うために設置
苦情相談窓口 8:30~17:15	保険者 尾道市高齢者福祉課介護保険係 尾道市久保一丁目15番1号 (Tel:0848-38-9440)

	広島県国民健康保険団体連合会介護保険課 広島市中区東白島町19番49号 (Tel:082-554-0783)
苦情処理会議	苦情処理委員により、速やかに苦情処理を行うために設置。 苦情が当該事業所の事業内容にかかわる場合は、早急に苦情処理会議を開催し、問題の原因を明らかにするとともに、利用者、家族等の意思を尊重する形での解決方針を策定します。 解決方針案を利用者、家族等に示し、同意を得たうえで解決にあたります。

8. 協力医療機関

医療機関名称	三宅医院	因島医師会病院
診療科目	内科	内科・外科・泌尿器・リハ・眼科
所在地	尾道市因島土生町2086-3	尾道市因島中庄町西浦区1962番地
電話番号	0845-22-1683	0845-24-1210
医療機関名称	因島総合病院	尾道市民病院
診療科目	内科・外科・整形・リハ・脳外	内科・外科・皮膚科・救急科他
所在地	尾道市因島土生町長崎下区 2561 番地	尾道市新高山三丁目1170-177
電話番号	0845-22-2552	0848-47-1155
医療機関名称	斎藤歯科クリニック	
診療科目	歯科	
所在地	尾道市因島土生町郷区1217-7	
電話番号	0845-22-8844	

9. 非常災害対策

消防計画等	防火管理者:荻野 康彦
	消防計画等の防災計画に基づき、年2回の避難・救護訓練を行う。
防災設備	火災報知器、誘導灯、消火器、防火カーテン、

10. その他ご留意いただく事項

来訪・面会	来訪者が宿泊される場合は、職員に申出て許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には行き先と概ねの帰宅時間を職員に申出て下さい。
嘱託医師以外の医療機関への受診	通院・入院付き添いは、ご家族にお願いする場合があります。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の使用方法に従ってご利用ください。 これに反してご利用いただき、破損等が生じた場合、賠償していただく場合があります。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行動	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教・政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動は、ご遠慮願います。

	ます。
--	-----

11. ご利用の際に留意いただく事項

当事業所では利用者が快適な生活ができるように、安全対策等に努めておりますが、利用者の身心の状態や病気に伴う様々なことが原因となり、下記のような危険性が伴い事業所の管理責任を負いかねることがありますのでご了承のうえ、ご理解下さい。

歩行時の転倒やベッド・椅子などからの転落等による、骨折・外傷などの恐れがあります。
当事業所では、原則的に身体拘束を行わないので、転倒・転落により事故の可能性があります。
高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離がしやすい状態にあります。
高齢や認知症の症状により、水分や食べ物及び痰を飲み込む力が低下します。 それに伴い、誤嚥や誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。

12. 緊急時の対応

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または、協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講じます。

13. 事故発生時の対応

当事業所がサービスの提供中に事故が発生した場合は、すみやかに利用者の家族、市町村等に連絡し、事故の原因を解明し再発防止の為に必要な措置を講じます。

14. 賠償責任保険

対人・対物賠償	1億円	管理下財物事故	3百万円
人格権侵害事故	3百万円	徘徊による使用阻害事故	1千万円
経済的事故	1千万円		

15. 虐待防止に関する事項

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとしてします。

虐待の防止のため対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
虐待の防止のための指針を策定する。
従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
前3号に掲げる措置を適切に実施するために、責任者・担当者を置く。
当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等、高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

私は、本書面に基ついで事業所の職員()から、上記重要事項の説明を受けたことを
確認します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

(代筆者

続柄:)

利用者代理人等 住所

氏名

印